

一時帰国中に必要な手続きのご案内

【日本への帰国後に必要な手続き】

1 市役所での手続き

- ・市役所の学校支援課で「転(編)入学届」に記入します。

【手続きに必要な書類】

- ・お子様のパスポート
- ・滞在先の方の「預かり承諾書」
(住民票が多摩市にない場合のみ)

- ・学校支援課から「転(編)入学通知書」をお渡しします。
※預かり承諾書は学校支援課窓口で配布しています。
※手続きができるのは子どもの帰国後です。

おおむね1週間以上多摩市に滞在する方が対象です。いつから通うのか事前に学校と調整を。



2 学校での手続き

- ・学校支援課で発行した「転(編)入学通知書」を学校に提出します。

学校に行く前に連絡して訪問の時間を約束してください。



学校に通うことができるのは「転(編)入学通知書」を提出した翌日からです。

3 健康診断の受診

- ・学校に通う方は、健康診断を受診する必要があります。(内科・耳鼻科・眼科・歯科)
- ・学校に手続きに行った際に受診票を受け取り、説明を受けてください。

- 受診場所…多摩市内の医院を回って受診
- 費用…学校指定の医院(学校医)は無料

プール活動など、健康診断を受けないと参加できない授業があります!



海外の学校で健康診断を受けていて、日本語で書かれた診断書がある場合はそれを代わりにすることもできます。

裏面【日本を出国前に必要な手続き】へ

【日本を出国前に必要な手続き】

海外に戻る前に、必ず学校での退学の手続きと給食費の支払いを行ってください。

退学の手続き

・学校で「転出届」に記入してください。



市役所での手続きは
必要ありません。

給食費の支払い

・給食の担当の先生から「納入通知書」を受取り、多摩市内の金融機関でお支払いをお願いします。

学年	一食当たりの値段
小学校1・2年生	234円
小学校3・4年生	247円
小学校5・6年生	263円
中学校	294円

実際に食べた回数×一食あたりの値段
を支払ってください。



※令和元年12月現在

日本語に不安があるときは…

帰国児童・生徒や外国籍のお子さんで、日本語の理解に不安のある方に対して、日本語や生活習慣の理解、学習のサポートを行う「適応指導（日本語指導）」があります。

指導員は学校に派遣されます。申し込みは学校を通じて行いますので、ご希望がありましたら、手続きで学校を訪問した際に学校の先生にお伝えください。

【問合せ先】

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ■編入学手続きに関すること | 学校支援課学事係 042-338-6876 |
| ■給食費・健康診断に関すること | 学校支援課保健・給食係 042-338-6875 |
| ■適応指導（日本語指導）に関すること | 多摩市教育センター 042-372-1010 |
| ■学校で使う持ち物のこと | 通学予定の学校に直接電話 |